

福井豪雨による緊急被災者支援金



の専決予算について

県では、7月18日の福井豪雨で被災者された方々に対して、下記のとおり支援金を支給することを決め、7月28日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしました。

-
- 支援制度の名称 緊急被災者支援金
 - 支援制度の概要 平成16年7月18日の福井豪雨によって、住宅に被害を受けた世帯に対して、県が市町村を通じて支援金を支給します。
<一世帯あたり支給額>
全・半壊、一部損壊、床上浸水 10万円
床下浸水 2万円
 - 専決予算額 7億円（うち 義援金3億円）

専決処分によって、窓口となる市町村へいつでも支出できる状態となり、被災世帯認定や支給方法といった条件が整い次第、各市町村を通して支援金が被災世帯に届けられることとなります。

お問い合わせは、各市町村または県地域福祉課（0776-20-0328）まで
